

家屋調査等業務委託 現場説明書

1 業務委託名 家屋調査等業務委託（８－東３）

2 業務にあたっては、設計図書（数量総括表、図面、本現場説明書、岡山市用地調査等共通仕様書、岡山市地盤変動影響調査算定要領、家屋等調査特記仕様書〈委託用〉等）により行い、監督員と緊密な協議を行うこと。ただし、本業務においては、岡山市地盤変動影響調査算定要領のうち下記の条項は適用しない。

適用しない条項

○「第２章 建物等の調査算定」のうち「第３節 調査書等の作成」

3 本業務は、岡山市が検討している下水道管路工事区間の沿道家屋、工作物等を調査対象とする。対象範囲及び作業時期については、監督員との連絡協議を密にし、監督員の指示に誠意を持って応じること。

なお、下水道工事の取付ます等設置申請書の回収を見込んでいる。

4 入札書には、委託数量総括表に記載された調査に要する総額（ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

5 出来高の精算について

調査を完了したときは、委託業務の成果についての出来高を確定し、精算する。なお、委託業務の成果の代金額の算出は、次の式による。

委託業務の成果の代金額

＝〔出来高設計金額（税抜）×当初委託代金額（税込）÷当初設計金額（税込）〕×（１＋消費税率）

上記の算式中、かぎ括弧内の計算の結果、10,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

6 支払い条件は、全額精算後払いである。

7 最低制限価格の算出にあたっては、「岡山市建設コンサルタント業務等最低制限価格の設定に関する要綱」第４条表中の業種区分「補償関係コンサルタント業務」で算出している。

8 積算基準等について

（１）本業務は、「業務関係積算基準及び標準歩掛（岡山県土木部）」の用地調査等業務費積算基準（地盤変動影響調査等）及び「下水道事業に伴う家屋調査業務の取り決め（令和５年１月１０日改定）」に基づき積算している。

（２）本業務は、下記のとおり見積り等に基づき決定した価格を使用している。

名称・規格	単位	単価(円)	備 考
取付ます等設置申請書回収	枚	1,275	材料費等の対象外

※ 「下水道事業に伴う家屋調査業務の取り決め（令和５年１月１０日改定）」については、下水道河川局下水道施設部下水道管路整備課で閲覧できる。